

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イの知事が別に定める建築物を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イの知事が別に定める建築物は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物とする。